

令和3年度 第41次宇都宮市住居表示等審議会（第5回）会議録

- 1 日時 令和4年3月11日（金曜日）午後3時50分
- 2 場所 宇都宮市役所 14A会議室
- 3 出席者 篠崎茂雄委員，柿沼賢委員，伊澤恵子委員，杉山豊委員，
山崎一生委員，渋木崇広委員，國安雅史委員，木村由美子委員，
豊田賢治委員，相澤哲夫委員，竹内律委員
(遅参1名)
- 4 欠席者 小野義一委員，井野康資委員
- 幹事 石川東部区画整理事業課長
- 事務局 會澤市民まちづくり部次長，田代市民課長，館野市民課長補佐，
久保井市民課企画グループ総括，田崎市民課企画グループ主任主事
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事 (1) 区域内住民への周知後の状況について
(2) 答申案について
(3) 今後のスケジュール

【開 会】午後3時50分

(1) 区域内住民への周知後の状況について

- 会 長 それでは，先月，実施した区域内住民への周知後の状況について，事務局より報告をお願いしたい。
- 事務局 それでは，第4回審議会後，区域内住民への周知後の状況についてご報告する。
- 区域内住民への周知については，お知らせを2月17日と18日の2日間でポスティング，郵送にて配付した。
- お知らせの配付から現在までに，お問合せが2件あったので，内容についてご報告する。
- まず，1件目だが，「土地区画整理事業の街区番号と住居表示の街区番号は同じなのか。」というお問合せがあった。
- それぞれの街区番号・街区番号の付け方だが，土地区画整理事業は区画整理の区域全体で街区番号を付けるが，住居表示は町の区域ごとに街区番号を付けている。
- そのため，一部の街区については，土地区画整理事業の街区番号と住居表示の街区番号が同じ番号になることがあるが，多くは別の番号になる旨，回答した。
- 次に，2件目だが，「平松本町」から「東峰1丁目」に変更となる権利者の方より，街区内住民を対象に個別に町の名称に関するアンケートの再調査を実施し，街区内住民の多数決をもって，町の名称を決定してほしい旨のご相談があつ

た。

町の区域については、道路などの恒久的な施設で町の境界を定めながら、現在の町の区域になるべく合わせた町の区域にすることとした。

ご相談のあった町の名称案だが、「東峰1丁目」と「平松4丁目」の境界については、主に8mの区画道路で定めることとしたところであり、区域の大半が「東峯町」であったところを、「東峰1丁目」、「平松本町」であったところを「平松4丁目」としたところである。

ご相談のあった、街区については、「東峯町」、「峯町」、「平松本町」の3つの町名が含まれているが、最も「東峯町」の面積が広く、戸建てやマンション、アパートといった建物の数も「東峯町」が多いことから、街区内の住民の多くが「東峯町」住所となっている。

また、昨年10月に実施したアンケート調査時から、こちらの街区については、「東峰●丁目」となっていることや、区域内住民説明会等を通して、ご意見等がなかったこと、関係する自治会と調整の上、作成した案であることを踏まえると、町の区域案、名称案については概ね了承いただいたものと考えている。

なお、町の区域案や名称案を「東峰1丁目」としたこれまでの審議の経過等については、相談者には回答をしている旨、ご報告する。

これらを踏まえて、委員の皆様には、アンケートの再調査についてご意見をいただければと考えている。

以上で、区域内住民への周知後の状況について説明を終わりにする。

会 長

事務局より、区域内住民への周知後の状況として、2件お問合せがあり、特に「一部街区内の再アンケート調査を希望する」ことについて、事務局から報告と説明がありましたが、このことについて、委員の皆様から何かご意見等はありませんか。

委 員

特に意見なし。

会 長

特に意見等はないようだが、アンケートの再調査については、先ほどの事務局からの説明であったように、町の区域案や町の名称案については、これまでの審議会やアンケート調査等を踏まえて作成したものであることから、実施しないということによろしいか。

委 員

異議なし

会 長

異議なしであることから、アンケートの再調査については実施しないこととする。

(2) 答申案について

会 長

続いて、(2)答申案について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局

それでは、答申案についてご説明する。資料1をご覧いただきたい。

答申の内容については、町の区域、町の名称及び所管事務所について別紙図面と理由書を添付したものになっている。内容について読み上げる。

(「答申案」を読み上げる)

以上が答申（案）の内容となる。

会 長 ただいまの答申案について、何かご意見等あれば挙手にて、お願いしたい。
ご意見等ないため、こちらの答申案の内容で市長に答申することとしてよろ
しいか。

委 員 異議なし

会 長 それでは、答申については、そのようにする。

(3) 今後のスケジュール

会 長 次に「(3) 今後のスケジュール」について、事務局より説明願いたい。

事務局 それでは、今後のスケジュールについてご説明する。[資料2](#)をご覧ください。
きたい。

はじめに①だが、本日開催した第5回審議会で、答申については、先ほど
ご説明しました内容で篠崎会長、柿沼副会長、伊澤副会長の3名で市に答申
する。なお、答申日は今月28日を予定している。

次に、②だが、町の区域案、名称案及び所管事務所案について答申後、内
容について公示する。公示期間は公示をした日から30日を経過する日まで
となるが、期間中に異議がある場合は、住居表示に関する法律に基づき、5
0人以上の連署をもって変更請求が可能となっている。

次に③だが、公示後、市議会に町の区域案及び名称案について提案し、変
更請求が提出された場合については、公聴会を実施し、変更請求を出された
方から意見を聴取することになる。

次に、④だが、町の区域案及び名称案について議決後、「地方自治法」に基づ
き、町の区域の変更並びに町の区域及び町の名称の設定について告示する。
その後、土地区画整理事業の換地処分の前月には、⑤にあるとおり「住居表
示に関する法律」に基づき、住居表示を実施すべき区域や期日等について、
告示を行なった後に、⑥にあるとおり、住居表示実施後に必要な手続き等が
記載された「住居表示実施についてのお知らせ」や住居表示実施前後の住所
が記載された「住居表示通知書」などを当該区域にお住まいの世帯、法人等
あてに、送付する。

最後に⑦だが、令和5年秋頃予定の換地処分翌日に住居表示を実施し、新
しい町の区域及び名称となる予定となっている。

なお、住居表示実施に合わせて市で管理している公簿類や水道などについ
ては、市などで書換えを行うが、運転免許証や不動産登記簿の所有者の住所
等については、ご本人による手続きが必要になる。

以上で、「今後のスケジュール」についての説明を終わりにする。

会 長 ご質問等あれば、ご発言をお願いしたい。

ご意見等なかったので、事務局から説明があったとおり、答申については、
私と柿沼副会長、伊澤副会長にご一任いただきたいが、よろしいか。

委 員 異議なし。

会 長

責任をもって市長に答申させていただく。

「3 その他」だが、何かご意見等あるか。

特にないようであれば、以上をもって、本日全ての日程を終了する。

先ほど事務局から説明があったように、今月下旬に答申後、来年度の6月議会に議案を提案予定とのことである。

皆様には、コロナ禍の中、またご多忙の中、慎重なご審議をいただき、感謝申し上げます。

今回は、地元自治会の方々から多くのご意見をいただき、また、区域内住民説明会ではたくさんの方々の声を聴いたところである。町の区域や名称を審議することについて重く受け止めている。

住居表示実施にあたり、慣れるまでに時間を要する方もいらっしゃると思うが、当該地域が益々発展し、住みよい町になることを願っている。

以上をもって、全ての議事が終了したため、議長の任を解かせていただく。

事務局

会長並びに委員の皆様、真摯なご審議に感謝申し上げます。

最後に、市民まちづくり部次長より皆様にお礼のご挨拶を申し上げます。

次 長

部長の鈴木だが、公務都合により不在のため、代理で第41次宇都宮市住居表示等審議会を終了するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

篠崎会長をはじめ、委員の皆様におかれては、お忙しい中、本日まで、慎重なご審議を賜ったことに、心から感謝申し上げます。

また、地元自治会の代表である臨時委員の皆様におかれては、地元のご意見を取りまとめていただくなど、多大なるご尽力を賜ったことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

今後、市長へ答申をいただき、来年度の6月議会で議決されると、令和5年秋頃に予定している換地処分に併せて住居表示実施による新しい町が誕生することとなる。

委員の皆様におかれては、今後も本市のまちづくりに、ご指導ご協力を賜るようお願い申し上げ、簡単ではあるが、お礼の挨拶とさせていただきます。

事務局

以上をもって、当審議会を終了する。

【閉 会】午後4時20分